小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金交付要綱

（令和７年９月３０日告示第１００号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、多様で柔軟な働き方の推進、仕事及び家庭の両立支援、女性の登用及び育成等に積極的に取り組む市内企業等を支援するため、予算の範囲内で小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、小千谷市補助金等交付規則（昭和４４年小千谷市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　企業等　事業活動を行う企業、法人又は団体をいう。

(2)　新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業　新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱第３条第１項の規定により新潟県が認定した企業等をいう。

（対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　市内に本社又は主たる事業所を有する企業等

(2)　申請年度内に新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業のゴールド認定を受けた企業等

(3)　市の取材等広報活動に協力できる企業等

(4)　市税等を滞納していない企業等

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、１事業者当たり１０万円とする。

２　奨励金の交付は、１事業者当たり１回限りとする。

（交付申請及び実績報告）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げ

る書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド認定）認定証の写し

(2) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定申請書の写し

(3) 会社概要（パンフレット等）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　審査の結果、奨励金の交付を不適当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における奨励金の交付が不可であるときは、小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の取消し）

第７条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が奨励金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定による取消しの決定をしたときは、小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金交付決定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、小千谷市男女共同参画推進企業認定奨励金返還通知書（様式第５号）により既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。

２　前項の規定による奨励金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに奨励金を返還しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。